

# 令和4年度地域エネルギー事業普及推進事業

## アドバイザー派遣業務実施要領

### (目的)

第1 地域に存在する再生可能エネルギー資源を生かした新たな生業の創出や地域課題の解決等に取り組む「地域エネルギー事業」の導入を検討する市町村等に対し、検討の進捗等に応じて適切な助言・指導を行うアドバイザーを派遣することによって、地域が主体となった地域エネルギー事業の取組の推進を図る。

### (派遣対象)

第2 アドバイザーの派遣対象となる「市町村等」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県内の市町村
- (2) 県内の市町村及び民間企業、NPO法人その他県が適当と認める団体で構成されるグループ

### (対象となる取組)

第3 アドバイザーの派遣対象となる取組は、「地域エネルギー事業」に係る専門知識の習得及び事業の検討・企画に資する勉強会等の取組とする。

### (派遣申込み)

第4 アドバイザーの派遣を希望する市町村等は、アドバイザー派遣申込書（第1号様式）を県に提出するものとする。

2 県は、前項の派遣申込書の提出を受けた後、派遣申込書を提出した市町村等（以下「派遣申込市町村等」という。）に対して、ヒアリング又は必要に応じて現地調査を実施し、アドバイザーを派遣することが妥当であるか確認する。

### (アドバイザーの派遣)

第5 県は、前条第2項の確認の結果、派遣申込市町村等へのアドバイザー派遣が妥当であると判断した場合、派遣申込市町村等の申込み内容に応じて、適切な助言・指導を行うアドバイザーを派遣することとし、アドバイザーに依頼するものとする。

- 2 派遣申込市町村等が派遣を受けたい専門家を自ら指名してきた場合、その専門家がアドバイザーとしてふさわしいと認められるときは、その専門家を派遣するものとする。
- 3 県は、派遣するアドバイザーが決定した場合は、派遣申込市町村等に対して、アドバイザーの氏名及び派遣の時期について通知するものとする。
- 4 アドバイザーの派遣回数は、予算の範囲内において原則4回までとする。ただし、必要と認められる場合は、県、派遣申込市町村等及びアドバイザーが協議のうえ、派遣回数を増やすことができるものとする。

(アドバイザーの義務等)

第6 アドバイザーは、アドバイス業務を引き受けことにより知り得た機密を厳守しなければならない。

2 アドバイザーは、県の求めがあった場合は、本事業の業務状況について報告しなければならない。

(業務状況調査)

第7 県は、アドバイザーの派遣先での業務状況を調査し、改善が必要と認められる場合は、是正を求めることができるものとする。

(報告書)

第8 アドバイザーは、県に対して、本事業による業務終了後14日以内に対応状況を記載したアドバイザー派遣実施結果報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 派遣申込市町村等は、県に対して、派遣が終了した後14日以内にアドバイザー受入結果報告書（第3号様式）を提出するものとする。

(経費等)

第9 県は、アドバイス業務に係るアドバイザー派遣の都度、アドバイザーに対して謝金及び旅費を別表に基づき支払うものとする。

2 派遣申込市町村等は、本事業の実施に係る会場手配を行うとともに、前項以外の経費を負担する。

別表（第9関係）

区分	支払額
謝金	① 大学教授（又はこれに準ずる者）にあっては、1時間当たり7,400円（1日の上限37,000円）とする。 ② ①以外にあっては、1時間当たり5,900円（1日の上限29,500円）とする。
旅費	青森県職員等の旅費に関する条例に基づく費用弁償とする。